

令和6年度 長崎地方最低賃金審議会

第2回長崎県最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時：令和6年8月2日（金） 午前9時23分～午前10時45分
- 2 場 所：長崎労働局8階会議室
- 3 出席者：公益委員3名 労働側委員3名 使用者側委員3名
- 4 議 題：（1）長崎県最低賃金の改正について
（2）その他

5 審議要旨

①全体協議

【労働者側委員の意見】

- ・昨日使用者側より最低賃金は一般の賃金とは違い、法的拘束が伴い意味合いが違うという話があったが労働者側も否定はしない。
- ・価格転嫁が道半ばであることも同じ認識である。この認識があるため連合は県に対して価格転嫁協定の締結を求めて実現した。
- ・金額については、都道府県LW（2023簡易改定）をもとに、今年と来年の2年で1,060円を達成することを目標として長崎県最低賃金898円との差額162円の半額の81円を提示する。

【使用者側委員の意見】

- ・目安の50円については、生計費のみを取り上げたもので偏ったものと言わざるを得ない。
- ・三要素に基づいた議論をすべきであり、それを表している第4表③のCランクの引き上げ率3.1%を根拠として、現行の長崎県の最低賃金898円の3.1%の28円を提示する。
- ・価格転嫁、B to Cについては、一般消費者の理解がもっと必要である。
- ・業務改善助成金の申請件数について、事業場数に対して申請件数が少ないため周知方法等に工夫が必要である。
- ・ゼロゼロ融資の話もあり、返済や労務費が負担となり倒産や廃業に追い込まれる企業も相当数あることを認識して審議すべきである。

②個別協議

【労働者側委員の意見】

- ・使用者側が主張する第4表は、最低賃金を審議する上で大切な資料であることは労働者側も理解している。
- ・中央最低賃金審議会における目安については、物価上昇が続いている中で生計費を重視して目安額を出すという考え方は理解できる。
- ・中小企業の若い経営者からは最低賃金を上げないといけないという声もある。これは下請の立場からすると単価を計算する際には、最低賃金が単価の積算根拠となることから、最低賃金が上がれば単価も上げられる。そういった根拠がないと単価を上げてくれとは言えない状況もあるとの意見も聞かれる。
- ・昨年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が示されている。これによると発注者としての行動として「発注者から労務費の上昇分にかかる取引価格の引上げを求められていなくとも、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けるこ

と。特に長年価格が据え置かれてきた取引や長年同じ価格で更新されているような取引においては、転嫁について協議が必要となることに留意すること」と記載されている。物価高の中で賃金を上げないといけないが、中小企業は非常に厳しい状況であることは十分理解する。そのために「価格転嫁の円滑化に関する協定」を結んで価格転嫁が進むよう取組んでいるところである。

- ・最低賃金を上げないと賃金も上がらないという実態があることについても留意すべきである。

- ・目安額については、過去最高の引き上げ額であるということについては、喜ぶべき数字とは思いますが、早期に誰もが1,000円ということで考えると目安額50円は最低限の金額である。

- ・消費者が価格転嫁に見合った料金を支払うことに対する理解をもっと深める必要があり、私たちを含めて社会全体で広げていって価格転嫁の円滑化をもっと進めていく必要がある。

【使用者側委員の意見】

- ・第4表③は三要素全てを網羅した数字であるという理解なので、それ以外、例えば生計費を引用するといった考えはない。

- ・昨年も今年も中央最低賃金審議会での目安は生計費を意識した目安となっていることから偏った目安であると言わざるを得ず、また、政府の意向に沿った目安額であることから到底受け入れられない。

③最後に全体協議を実施。

- 本日は労使双方から考え、主張等を聞いた。労側81円、使側28円の主張であり、本日、これ以上の歩み寄り難しいので労使それぞれの立場で再度検討をお願いし、継続審議とされた。

(2) 今後の審議日程について

- ・ 第3回専門部会 8月5日(月) 9:30～